

石川県愛瓢会 会則

第1条（名称） 本会は石川県愛瓢会と称する

第2条（事務所） 本会は事務所を事務局長宅に置く

第3条（目的） 本会は会員の瓢箪栽培、加工技術の向上、鑑賞能力並びに会員相互の親睦を図る事により心の豊かさと安らぎを高め瓢箪文化の振興発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業） 本会は目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 瓢箪作品展示会の開催。
- (2) 瓢箪栽培、加工技術に関する研修会の開催。
- (3) 種、苗、房付き紐などの資材の斡旋。
- (4) 会員名簿その他資料の発行。
- (5) その他本会の目的達成のための必要な事業。

第5条（組織） 本会は石川県在住の一般会員及び役員を以って組織する。

第6条（役員） 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 | (5) 顧 問 | 若干名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (6) 会 計 | 1名 |
| (3) 理 事 | 若干名 | (7) 事務局長 | 1名 |
| (4) 監 査 | 2名 | | |

第7条（役員を選出及び選任）

役員は、役員会において会員のなかから選出され総会の承認を受けて選任される、ただし顧問は会長経験者より選出される。

第8条（役員の仕事）

- (1) 会長は、本会を代表し本会の会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故有る時はその職務を代理する。
- (3) 理事は本会に関する重要事項を審議し運営に参画する。
- (4) 監査は本会の会務を監査する。
- (5) 顧問は本会の会務に関し会長の諮問に応じる。
- (6) 会計は本会の経理事務を担当する。
- (7) 事務局長は本会の会長の指示により事業事務一般を担当する。

第9条（役員の仕事） 役員の仕事は、2年とする、ただし再任を妨げない。

- (1) 補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第10条（事務局長及び会計の任命並びにその仕事）

- (1) 会長は、役員の中から事務局長及び会計を任命する。
- (2) 事務局長は本会の事業事務を処理する。
- (3) 会計は本会の経理事務を処理する。

第 11 条 (名誉顧問) 会長は、名誉顧問を委嘱する事が出来る。

第 12 条 (会議の種類) 会議は総会及び役員会

第 13 条 (総会) 総会は会員を以って構成し毎年 年度末に開催し 次の事について審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び収支決算に関する事。
- (2) 事業計画および収支予算の策定に関する事。
- (3) 役員を選出に関する事。
- (4) 総会に付議する事項。

第 14 条 (役員会) 役員会は全役員を以って構成し次の事項を審議する。

- (1) 当、年度事業の実施に関する事。
- (2) 当、年度事業計画及び収支予算の策定に関する事。
- (3) 当、年度役員を選出に関する事。
- (4) 当、年度総会に付議する事項。

第 15 条 (招集) 会議は会長がこれを招集しその会議の議長となる。

第 16 条 (会計年度) 本年度の会計は毎年 1 月 1 日～12 月 31 日迄とする。

第 17 条 (経費) 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入を以って これに充てる。

第 18 条 (会費) 本年度の年会費は次の通りとする。

- (1) 1 年間の会費 ¥3,000 円 (女性と 18 歳未満の未成年者 ¥1,000 円)
- (2) 会員が 2 年間会費を滞納した場合は脱会したものとする。

第 19 条 (慶弔金規定) 本会は会員に慶事・弔事または疾病が生じた時もしくは災害を受けた時、会則第 3 条の目的達成の為、慶弔金を贈呈するものとする。

- (1) 会員が瓢箪に係わる個展を開催した時 お祝金として ¥5,000 円を支給する事とする
- (2) 会員が死亡した時 香典 ¥5,000 円支給する事とする。
- (3) 会則に定めてない事項に付いて、必要ある場合は実情に応じ役員会で協議の上決定する事とする。

第 20 条 (設立年月日) 本会の設立年月日は昭和 52 年 4 月 1 日とする。

(附則) 平成 13 年 3 月 4 日 一部改正、同日から施行する。

(附則) 平成 30 年 3 月 9 日 一部改正、同日から施行する。

(附則) 平成 31 年 3 月 8 日 一部改正、同日から施行する。

(附則) 令和 5 年 1 月 22 日 一部改正、同日から施行する (第 18 条に女性と未成年者 ¥1,000 追加)